

福岡県医発第 1815 号 (地)
令和 2 年 10 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについては、医療機関に初診からの電話やオンライン診療の報告を求め、また都道府県は原則として 3 ケ月ごとに検証を行うこととされております。(令和 2 年 4 月 16 日付け福岡県医発第 190 号 (地) 及び同年 4 月 20 日付け福岡県医発第 225 号 (地) にてご連絡済み)

今般、厚生労働省「第 10 回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」(本年 8 月 6 日開催)において、同年 4 月から 6 月までの期間の報告について検証が行われ、今後の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について下記のとおりまとめた事務連絡を発出した旨、別紙 1 のとおり日本医師会を通じて同省医政局医事課より周知依頼がありました。

また、時限的・特例的な取扱いの実施状況の報告に関し、令和 2 年 8 月 25 日付け福岡県医発第 1489 号 (地) にて調査票の変更についてご連絡申し上げているところですが、下記 2 において様式が変更された為、改めて福岡県保健医療介護部医療指導課より別紙 2 のとおり通知がありましたので、今後は別紙 2 別添 1 調査票でのご提出となります。(すでにご提出されている各調査票について、再提出の必要はありません。)

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 日本医師会より同検討会の場において、特に下記 1 及び 3 について厳しく現状の是正・改善を求めたとのことです。
- 2) 別紙 2 別紙 の医療機関宛通知につきまして、県医療指導課より県内の医療機関宛に直接送付はされておられません。
- 3) 各調査票の様式については、福岡県庁ホームページ (URL : https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/20200410dennwa_jouhoutuusinnkiki.html) に掲載されますことを申し添えます。

記

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

(1) 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について、以下の要件を遵守しない処方が見られたことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は当該要件の遵守を徹底すること。

①麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと

②診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること

③診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方をしてはならないこと

また、当該要件を遵守しない処方が行われた医療機関については、厚生労働省から都道府県へ情報提供を行うこととするので、情報提供を受けた都道府県は、当該医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療の実態を調査の上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うこと。また、かかる調査や指導等の結果については、厚生労働省に随時情報提供すること。

(2) 初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する際の留意事項について

医療機関の所在地から大きく離れた地域の患者に対して診療が行われた事例が見られたが、概ね医療機関と同一の2次医療圏内に生活・就労の拠点を有する患者を対象とすることが望ましいことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は、その点を踏まえた上で実施するよう留意すること。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

初診から電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、検討会での議論を踏まえ、別添1のとおり報告の様式を変更することとし、9月以降の実施状況については、変更後の様式により、所在地の都道府県に報告を行うこと。各都道府県においては、引き続き、管下の医療機関における毎月の実施状況を取りまとめ、厚生労働省に報告を行うこと。

3. 研修の受講について

時限的・特例的な取扱いが継続している間は、厚生労働省が策定した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(令和元年7月改訂)で求めている研修の受講をしていない医師が、オンライン診療及び4月10日付事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施しても差し支えないことが示されたところ、検討会において、日本医師会より不適切な事例等を受けて当該研修の受講を強く要求した結果、可能な限り速やかに当該研修を受講するよう努め、遅くとも令和3年3月末までには受講することとされたこと。

以上

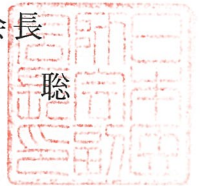
(地 295) (健Ⅱ 261)

令和 2 年 9 月 1 日

都 道 府 県 医 師 会
担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会副会長

今 村



新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の
時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について

今般、厚生労働省医政局医事課より、各都道府県衛生主管部（局）等へ事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」を発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについては、令和 2 年 4 月 10 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて並びに新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）」（(地 43) (健Ⅱ 34) 令和 2 年 4 月 14 日に本会より発出）において定めることとし、医療機関に初診からの電話やオンライン診療の報告を求め、また都道府県は原則として 3 ヶ月ごとに検証を行うこととしています。

本事務連絡は、同省「第 10 回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」（本年 8 月 6 日開催）において、同年 4 月から 6 月までの期間の報告について検証を行ったことを踏まえ、今後の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について下記のとおりまとめたものです。

なお、本会からは同検討会の場において、特に 1 及び 3 について厳しく現状の是正・改善を求めたところであります。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

(1) 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について、以下の要件を遵守しない処方が見られたことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は当該要件の遵守を徹底すること。

① 麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと

② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること

③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方をしてはならないこと

また、当該要件を遵守しない処方が行われた医療機関については、厚生労働省から都道府県へ情報提供を行うこととするので、情報提供を受けた都道府県は、当該医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療の実態を調査の上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うこと。また、かかる調査や指導等の結果については、厚生労働省に随時情報提供すること。

(2) 初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する際の留意事項について

医療機関の所在地から大きく離れた地域の患者に対して診療が行われた事例が見られたが、概ね医療機関と同一の2次医療圏内に生活・就労の拠点を有する患者を対象とすることが望ましいことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は、その点を踏まえた上で実施するよう留意すること。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

初診から電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、検討会での議論を踏まえ、別添1のとおり報告の様式を変更することとし、9月以降の実施状況については、変更後の様式により、所在地の都道府県に報告を行うこと。各都道府県においては、引き続き、管下の医療機関における毎月の実施状況をとりまとめ、厚生労働省に報告を行うこと。

3. 研修の受講について

時限的・特例的な取扱いが継続している間は、厚生労働省が策定した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和元年7月改訂）で求めている研修の受講をしていない医師が、オンライン診療及び4月10日付事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施しても差し支えないことが示されたところ、検討会において、本会より不適切な事例等を受けて当該研修の受講を強く要求した結果、可能な限り速やかに当該研修を受講するよう努め、遅くとも令和3年3月末までには受講することとされたこと。

事 務 連 絡
令和2年8月26日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療
等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て事務連絡を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴課団体会員等に対して周知していただくようお願いいたします。

事務連絡
令和2年8月26日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の
時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日付け事務連絡」という。）において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてお示しするとともに、同取扱いについて、原則として3か月ごとに検証を行うこととしていたところである。

令和2年8月6日に開催した「第10回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）において令和2年4月から6月までの期間の検証を行ったことを踏まえ、今後の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について下記のとおりまとめたので、貴管下の医療機関に周知していただくようお願いする。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

（1）初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について

4月10日付け事務連絡1.（1）に記載している以下の要件を遵守しない処方が見られたことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は当該要件の遵守を徹底すること。

- ① 麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと
- ② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること
- ③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方をしてはならないこと

また、当該要件を遵守しない処方が行われた医療機関については、厚生労働省から都道府県へ情報提供を行うこととするので、情報提供を受けた都道府県は、当該医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療の実態を調査の上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うこと。また、かかる調査や指導等の結果については、厚生労働省に随時情報提供すること。

(2) 初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する際の留意事項について

医療機関の所在地から大きく離れた地域の患者に対して診療が行われた事例が見られたが、概ね医療機関と同一の2次医療圏内に生活・就労の拠点を有する患者を対象とすることが望ましいことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は、その点を踏まえた上で実施するよう留意すること。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

4月10日付け事務連絡において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告を行うこととしているところ、検討会での議論を踏まえ、別添1のとおり報告の様式を変更することとしたので、9月以降の実施状況については、変更後の様式により、所在地の都道府県に報告を行うこと。各都道府県においては、様式の変更について医療機関に対して周知するとともに、引き続き、管下の医療機関における毎月の実施状況をとりまとめ、厚生労働省に報告を行うこと。

3. 研修の受講について

4月10日付け事務連絡1.(6)において、時限的・特例的な取扱いが継続している間は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月厚生労働省策定)で受講を求めている研修を受講していない医師が、オンライン診療及び4月10日付け事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施しても差し支えないことをお示ししたが、検討会において、不適切な事例等の是正については当該研修の受講が有効との意見があったことから、オンライン診療及び4月10日付け事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医師は、可能な限り速やかに当該研修を受講するよう努めることとし、遅くとも令和3年3月末までには受講すること。

2医指第1664号
令和2年10月2日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び医療提供体制に御尽力いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

さて、標記に係る情報通信機器等を用いた診療等に係る調査票の提出について、令和2年4月20日付2医指第166号等で依頼したところです。

今般、厚生労働省から別添（写）のとおり、調査票の記入様式の変更等について事務連絡がありましたので、別紙の各医療機関の管理者宛て通知と併せて、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

公印省略

2医指第1664号
令和2年10月2日

各医療機関の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について

本県の保健医療行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び医療提供体制に御尽力いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

さて、令和2年8月24日付け2医指第166号－2で、標記に係る調査票を御提出いただいているところですが、今般、厚生労働省から、別添のとおり調査票の記入様式の変更について、事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、今後の調査票の提出については、下記の方法により御提出いただきますようお願いいたします。

また、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施に係る要件を遵守されていない処方が見られますので、御留意していただきますようお願いいたします。

記

1 調査票

別添1（新様式）を御提出ください。

※ すでに以前の様式で御提出された診療分の新様式での提出は不要です。

2 提出期限

9月診療分までの未提出分：10月9日（金）

以降、毎月第2金曜日とします。

（例） 10月診療分：11月13日（金）

11月診療分：12月11日（金）

3 提出先及び提出方法

福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導課係

メールアドレス：iryo@pref.fukuoka.lg.jp

F A X：092－643－3277（インターネットの接続環境を有しない場合）

4 その他

厚生労働省からの事務連絡及び提出様式については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/20200410dennwajouhoutuusinikiki.html>）に掲載していますのでご活用ください。

（お問い合わせ）

〒812－8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部医療指導課 担当：石橋

TEL：(092)643－3274 FAX：(092)643－3277

E-mail：iryo@pref.fukuoka.lg.jp

別添1

[illegible]